

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の四中「福山市、海田町及び坂町を除き、熊野町」を「及び福山市を除き、海田町、熊野町、坂町」に改め、同表の第十六号(1)中「(5)、(10)、(15)、(20)から(25)まで及び(33)から(37)まで」を「(6)、(11)、(17)、(22)から(27)まで及び(29)から(33)まで」に改め、同号(2)中「平成十八年法律第六十九号」の下に「。以下この号において「改正法」という。」を加え、「(26)において同じ。」を削り、同号(3)中「許可」の下に「（許可申請書の受付に係る申請者が法人である場合の添付書類の認定を含む。）」を加え、同号中(26)から(32)までを削り、(33)を(29)とし、(29)の前に次のように加える。

(28) 改正法附則第九条第一項の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者が新たに行う当該店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品の販売又は授与の実施に係る届出の受付

第二条の表の第十六号中(25)を(27)とし、(24)を(26)とし、(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、同号(19)中「（卸売販売業並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。(32)において同じ。）」を削り、同号中(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、同号(17)中「(7)」を「(8)」とし、同号中(17)を(19)とし、(16)を(18)とし、(15)を(17)とし、(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、同号(12)中「(13)、(14)及び(16)」を「(15)、(16)及び(18)」に改め、同号中(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。

(12) 法第六十九条第二項の規定により必要な報告をさせるときに行う理由の通知（卸売販売業並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。(21)において同じ。）

第二条の表の第十六号中(10)を(11)とし、同号(9)中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「受付」の下に「（法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の変更届の受付に係る届出者が法人である場合の添付書類の認定を含む。）」を加え、同号中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同号(6)中「許可」の下に「（許可申請書の受付に係る申請者が法人である場合の添付書類の認定を

含む。）」を加え、同号中(6)を(7)とし、同号(5)中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に、「第十条」を「第十条第一項」に改め、「受付」の下に「（卸売販売業の変更届の受付に係る届出者が法人である場合の添付書類の認定を含む。）」を加え、同号中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

(4) 法第三十五条第二項の規定による卸売販売業の営業所管理者を薬剤師以外の者とする場合の認定

第二条の表の第十六号中(34)を(30)とし、(35)を(31)とし、(36)を(32)とし、(37)を(33)とし、(38)を(34)とし、(39)を(35)とし、(40)を(36)とし、(41)を(37)とし、同表の第十七号の三(31)中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同表の第十九号の二(40)中「第五十二条第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同号中「（広島市）」の下に「については(1)から(12)まで、(44)から(51)まで、(53)、(54)、(82)から(88)まで及び(402)に掲げる事務並びに(13)から(43)まで、(52)、(55)から(62)まで、(65)から(81)まで及び(89)から(400)までに掲げる事務のうち個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業に係る事務を除き」を加え、「(1)から」を「(1)から」に改め、同表の第二十一号の三を次のように改める。

二十一の三	削除
-------	----

第二条の表の第二十四号の二(3)及び(29)中「、共同生活介護」を削り、同表の第二十四号の四中「、福山市、海田町及び坂町」を「及び福山市」に改め、同表の第三十五号中「(11)から(16)まで」を「(13)から(18)まで」に改め、「、第二十一号の三(6)、(12)、(13)、(36)、(37)及び(38)」を削る。

第三条の表の第四号中「、大竹市」を削り、同表の第十八号を次のように改める。

十八	削除
----	----

第三条の表の第二十四号(4)を次のように改める。

(4) 法第三十八条第三号の規定による居宅生活支援事業

第三条の表の第二十四号中「(4)(一)に掲げるものについては大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町及び坂町に限るものとし、(4)(二)及び(5)に掲げるものについては」を「(4)及び(5)に掲げるものについては、」に改め、同表の第二十六号を次のように改める。

二十六	削除
-----	----

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の第十六号の改正規定及び同表の第三十五号の改正規定（「(11)から(16)まで」を「(13)から(18)まで」に改める部分に限る。） 平成二十六年六月十二日

二 第二条の表の第十七号の三の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日